

新型コロナウイルスに関する情報提供 — 労働問題 —

会社に勤めている方へ

新型コロナウイルス予防のため、会社から「仕事がないから来なくていい。その間は給料もありません。」と言われたときは慌てないで確認しましょう。

労働基準法における「休業手当」、「労災保険」、「傷病手当」などの制度があります。

※内容により対応方法が変わりますが、参考としてご覧ください。

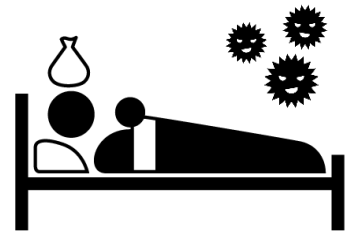
①新型コロナウイルスの問題で会社を休んだ場合、「休業手当」はもらえますか？

会社の命令で休んだ場合



(○) 休業手当がもらえます。

新型コロナウイルスにかかってしまい、
休んだ場合



(×) 休業手当はもらえません。

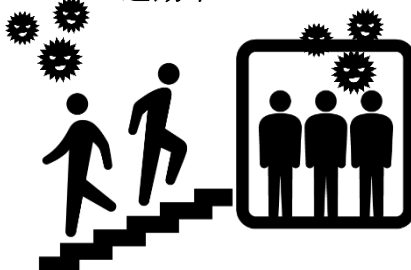
(○) 傷病手当がもらえます。

②仕事中に職場で新型コロナウイルスに感染した場合、「労災保険」はもらえますか？

仕事中



通勤中



仕事以外(遊び・買い物)



仕事以外(飲み会・会議)



仕事中・通勤中にかかった場合、

(△) 労災保険などがもらえる可能性があります。

※ ただし、はっきりとした証明が必要です。

他：子どもの世話のためあなたが会社を休むときにも手当があります。

(×) 労災保険などはもらえません。

仕事や生活の様々な困りごとに関する相談を受け付けております。

埼玉聴覚障害者情報センター 聴覚障害者相談員

FAX 048-814-3355 / TEL 048-814-3353